

## 函館市動物愛護団体活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市の動物愛護管理事業を推進する目的で、市内で活動する動物愛護団体（以下「団体」という。）を支援するための補助金の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の対象となる団体は、次の各号に定めるすべての要件を満たす団体とする。

- (1) 主たる事務所が市内にあること。
- (2) 市立函館保健所から犬または猫を譲り受けた実績があり、非営利で新たな飼い主を探す事業を行っていること。
- (3) 飼養施設を市内に設置し、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第24条の2の2の規定に基づく第二種動物取扱業（動物の譲渡し）の届出をしていること。
- (4) 前号の飼養施設（以下「届出施設」という。）において、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和3年環境省令第7号）の規定に違反がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が適当でないと認める団体については、補助対象団体としない。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、市立函館保健所その他の者から譲り受けるなどした犬または猫の新たな飼い主探しを非営利で行う活動とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業において犬または猫を適正に飼養管理するための経費で

あって、別表1に定めるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表2に定める基準額と加算額の合計額とする。ただし、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額(千円未満の端数は切り捨てる。)を限度額とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする団体は、補助金等交付申請書(共通第1号様式)に次の各号に定める関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業等の計画書(共通第2号様式)
- (2) 補助事業等の収支予算書(共通第4号様式)
- (3) 定款、会則等
- (4) 第二種動物取扱業者であることを確認することのできる書類
- (5) 新しい飼い主への譲渡の手続きを定めた書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付の決定を行い、補助金等交付決定通知書(共通第6号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた団体は、補助事業の完了後、速やかに補助金等実績報告書(共通第11号様式)に次の各号に定める関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業等の実績書(共通第2号様式)
- (2) 補助事業等の収支決算書(共通第4号様式)
- (3) 補助対象経費報告書(別記様式)および補助対象経費に係る支出を確認することのできる領収書等またはその写し
- (4) 法第24条の4第2項において準用する法第21条の5第1項の規定による帳簿の写し(当該年度分に限る。)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の報告があったときは、当該報告の内容を審査し、  
適当と認めるときは補助金の額の確定を行い、補助金等の額の確定通  
知書（共通第12号様式）により通知するものとする。

(補助事業の遂行)

第10条 補助事業の目的を達成するため、団体は次の各号に定める条件  
に従い、補助事業を行わなければならない。

- (1) 関係法令および条例等を遵守すること。
- (2) 市民に対して十分な説明を行い、正しい理解を得ること。
- (3) 市の事業方針を理解するとともに他団体等の活動を尊重すること。
- (4) 問題が生じた場合は、団体の責任において解決すること。
- (5) その他市長が求める要請（動物の愛護および管理に関するものに  
限る。）に協力できること。

(市立函館保健所からの犬または猫の譲り受け)

第11条 団体が補助事業のために市立函館保健所から犬または猫を譲り  
受けるにあつては「函館市犬および猫の譲渡実施要綱」に従うものと  
する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

環境管理費	犬または猫の飼養環境を適正に管理するために、届 出施設において4月から翌年3月までにかかる光熱 費用（電気代および灯油代）
飼養管理費	ペットフード、ペットシート、猫砂等、飼養する犬 または猫に必要な餌や消耗品を購入する費用

別表2（第5条関係）

基準額	環境管理費と100千円を比較して少ない方の額 (千円未満の端数は切り捨てる。)
加算額	市立函館保健所から譲り受けた犬または猫1頭につき10千円(離乳していない猫は1頭につき5千円)とし、これらの合計額と100千円を比較して少ない方の額。ただし、飼養管理費相当額を超えないものとする。

## (別記様式) 補助対象経費報告書 (

年度)

団体名 :

## ○補助対象経費

環境管理費 (①)		電気代		
		灯油代		
	《添付書類》領収書等またはその写し			
飼養管理費 (②)		うち、市立函館保健 所から譲り受けた犬 または猫	犬	頭
			猫	頭
			離乳して いない猫	頭
	《添付書類》領収書等またはその写し			
補助対象経費 (①+②)		環境管理費 (①) および飼養管理費 (②) の合計 (①+②)		

## ○補助金

基準額 (③)		環境管理費 (①) と 100 千円を比較して少ない方の額 (千円未満の端数は切り捨てる。)
加算額 (④)		市立函館保健所から譲り受けた犬または猫 1 頭につき 10 千円 (離乳していない猫は 1 頭につき 5 千円) とし、100 千円を限度額とする。ただし、飼養管理費 (②) を超えないものとする。
補助額 (③+④)		基準額 (③) と加算額 (④) の合計額 (③+④) ただし、補助対象経費の額 (①+②) に 2 分の 1 を乗じて得た額 (千円未満の端数は切り捨てる。) を限度額とする。

## ○特記事項

--